

石見國府跡推定地

調査報告 I

3年3月

教育委員会

例　　言

1. 本書は、島根県教育委員会が国庫補助を受けて昭和52年度に実施した石見國府跡推定地の詳細分布調査の報告である。

2. 本調査は、浜田市教育委員会の全面的協力と、下記の方々の指導・協力・援助を得て実施した。記して謝意を表する。

・調査指導者 山本消（島根大学名誉教授、県文化財保護審議会委員）

町田章（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部考古第一室長、県文化財保護審議会委員）

・協力調査員 萩田安、山藤忠、桑原詔一、的場幸雄、山根正明

3. 調査は、島根県教育委員会文化課文化財保護主事蓮岡法暉、同主事川原和人、同嘱託西尾克己が担当して実施した。本書の編集は、蓮岡と川原が協議しておこなった。

4. 本書に掲載した空中写真と地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行20,000分の1空中写真と25,000分の1地形図を複製したものである。（承認番号）昭53中複第56号

5. 調査の実施にあたっては、浜田市役所そのほか関係諸方面及び市民の皆様から多大の協力を得た。記して謝意を表する。

目 次

I 調査にいたった経緯	1
II 位置と環境	1
III 石見国府跡についての研究と文献	4
IV 調査の概要	
1 調査の概要	7
2 遺構について	8
3 遺物について	8
V 結語	9

挿図目次

1 石見国府跡推定地周辺の地形と遺跡	2
2 石見国府跡推定地付近切図	3

図版団面目次

図版1 調査区全景・近景	10
2 調査塙（トレンチ）	11
3 調査塙（グリッド）	12
4 同	13
5 調査塙上層・マンガン付着状況	14
6 出土遺物	15
図面1 調査区全体図	16
2 調査塙実測図	17
3 調査塙土層図	18



石見国府跡推定地周辺空中写真 (白〇印 昭和52年度調査地区)

(国土地理院承認番号) 昭和53中複第56号

I 調査にいたった経緯

石見国府は、和名抄によれば、当時の那賀郡にあったという。その位置については、地名、地形、伝承及び国府に關係する他の遺跡との位置等をもとにして、大正年代以来種々の考察がなされている。当初邇摩郡仁摩町に所在し後浜田市下府町に移ったという説もあるがいずれにしても浜田市のかつての伊甘郷に存在したという点では諸説は一致している。その伊甘郷は、下府川の形成した沖積地で、川口に近い下府町から上府町にかけて広い沃野が展開しており、一国の首府の所在する場所としては格好の所である。しかしその具体的な位置については各説相違している。

ところで、この地域にも近年の著しい土地開発の波がおしよせ、平野の様相を変化させようとしている。このことを憂慮して、島根県教育委員会では、浜田市の協力を得て、石見国府跡の所在を確認するため試掘を伴う詳細分布調査を実施し、その位置を確定して有効な保護対策を樹てることにした。

調査は、昭和52年度国庫の補助を得て、島根県教育委員会（文化課）が浜田市教育委員会及び地元研究者等の協力を得て実施した。

国府の位置については、多くの場合瓦、上器などの出土が手がかりになって調査が進められるが、石見国府の場合現在のところその情報が全くない。まだ国府跡（国府跡）に直接関係すると考えられる地名等も検出されていない。このような情況のもとで、今度の調査は、地形の上から平野部でかつ微高地になっている浜田市下府町横路地区の水田部分について実施することにしたものである。

(蓮岡法暉)

II 位 置 と 環 境

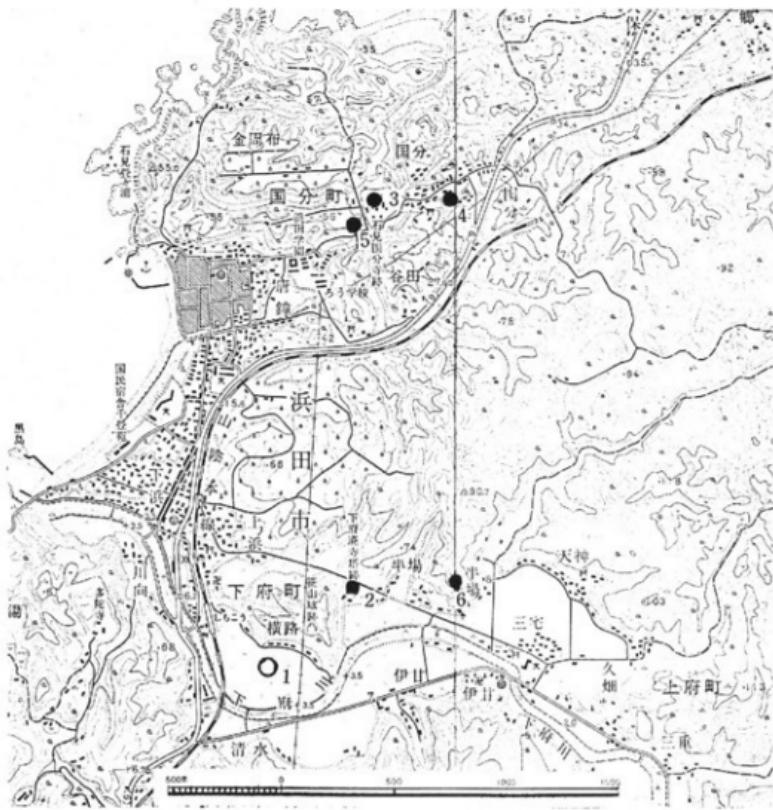
浜田市下府町横路地区は、下府川の河口から約2km上流まで広がる下府平野の一角にあたり、国鉄下府駅の東側の沖積地に位置する。ここは、大きく蛇行している下府川が南側に、山城が築かれた標高約80mの笠山が北側にそれぞれ存在し、笠山と下府川によって区画された水田地帯である。この付近の土質は、地質上「泥がち堆積物」の土質であり、地表下4mの深さに腐植や貝殻を含むシルト質または砂まじりの海成泥層が分布し、砂、礫などの薄層をはさんで、地表下約30mあたりまで続く。

下府平野の周辺には、この地域に国府が置かれたにもかかわらず、遺跡は希薄で散在的に存在している。現在までのところ縄文式土器を出土している遺跡は知られておらず、この地に人が住みついた痕跡は次の弥生時代を待たねばならない。弥生式土器は、伊甘神社脇遺跡、川向遺跡で採集されている。下府平野周辺の弥生遺跡で看過することのできない遺跡は上府町上条の銅鐸出土地である。この遺跡は、通称城山と呼ばれる山の中腹に位置し、大正末に採土中、2個体分の銅鐸が、偶然発見されている。なお、この遺跡は日本における銅鐸出土地分布の最西端を示すものとして注目されている。

古墳時代の遺跡は、横穴式石室を持つ古墳が2例、それに無埴丘の箱式石棺が2例確認され

ているにすぎない。その中で、下府町半場口に所在する片山古墳は、12m×10mの方形の墳丘をなし、長さ6.2m、幅1.7m、高さ約1.5mの袖無型の横穴式石室を持つ。この古墳は浜田市内では唯一の内部構造のわかる古墳である。

奈良時代になると、国の史跡に指定されている石見国分寺跡、下府廃寺、県指定の石見国分尼寺跡、石見国分寺瓦窯跡など、寺院関係の遺跡が多い。国分寺跡は、国分町の日本海に近い丘陵上に位置し、国分寺の東側約350mには国分尼寺跡が、また西側約100mには国分寺瓦窯跡



第1図 石見国府跡推定地周辺の地形と遺跡

1. 昭和52年度調査地

2. 国史跡下府廃寺塔跡

3. 国史跡石見国分寺跡

4. 県史跡石見国分尼寺跡

5. 県史跡石見国分寺瓦窯跡

6. 片山古墳

(国土地理院承認番号) 昭和53中複第56号

がそれぞれ存在する。国分寺、尼寺は、発掘調査が行なわれていないため、寺域、伽藍配置など不明な点が多く実態は明らかにされていない。ただ、国分寺は、現在の金蔵寺の本堂、庫裡あたりが、金堂、講堂にあたると考えられており、金堂の東南側には塔跡と思われる土壇と礎石が残っている。国分寺瓦窯跡は、昭和41年に調査が行なわれ、焼成室と焼成室からなる平窯であることがわかった。出土した瓦から国分寺創建時に近い年代のものと考えられている。下府廃寺は、下府町佐古の畠地にある。ここも調査が行なわれていないため、寺域、伽藍配置とも不明であるが、塔跡が残っている。それは、方約9mの土壇の上面に心礎と側柱礎石が現存しているものである。心礎は、2.4m×1.3mの切石の中央に直径85cm、深さ6cmの円柱孔が存在し、さらにその中に20cm×13cmの舍利孔がある。その他、この時代の遺物散布地は、上府町1ヶ所、下府町3ヶ所の合計4ヶ所が知られており、国分町には、古墳時代～奈良時代にかけての須恵器窯跡が確認されている。

このように、下府川周辺地域の遺跡は、奈良時代になって、その数が急に増加している。それは、この地に国府が置かれたことに起因するものと考えられる。 (川原和人)

参考文献

『土地分類基本調査』江津、浜田 (昭和51年、島根県農林水産部)

『新修島根県史』通史編1 (昭和43年)



第2図 石見國府跡推定地付近切図

(浜田市役所所蔵「島根県石見郡那賀郡下府村外三ヶ村切絵図面」(明治20年作製)より)

●印が調査対象地

III 石見国府跡についての研究と文献

石見国府跡の所在については大正年代より種々の考察がなされているが、以下管見にふれたところについて要旨を述べてみる。

1. 前期邇摩郡仁摩町後期浜田市下府町移転説

野津左馬之介氏が説かれたもので、当初邇摩郡仁万町字御門（現在邇摩郡仁摩町）におかれながら後に那賀郡下府村字御所（現在浜田市下府町）に移ったとするものである。^(注1)

まず前期仁摩説については、御門なる地名の存在をもってその証拠とするが、併せて次の事項をあげ傍証としている。

- (1) 北方を山陰道が通過するが、国府跡の御門と距離的に適當な位置にあること。
- (2) 雷峰付近に国分寺跡がありその近くに国分寺霊巣神社（寛永年間焼失、今は明神山に移転したという）などがあり、国司の居館跡等を含めて国府関係遺跡が御門の周辺に遺存すること。
- (3) 正月元日に演じられる「鳥追ひ」の古式の行事が最初に御門の田園で行なわれること（このことは、この地が由緒ある古跡であることを伝承しているものであるとする）。

そして石見西部の戸口増加により承和年中鹿足郡が新設（承和10年(843)）されたことに伴い、仁摩国府では東部に偏りすぎているため下府に移転したと推定される。

後期下府町説については、伊甘神社付近に御所なる地名の存することをもって証拠とするが、併せて次の事項をあげている。

- (1) この地方に長く国府があったため「国府村」と称したが、後世上國府、下國府に2分され、國の字が省略されても呼称は変わらなかったこと。即ち現在の上府、下府がそれであること。
- (2) 御所のほかに付近に国府に關係する次のような地名が存在すること。

垣内、御所ノ川、御門前

^(注2) 同氏はその後の考究で、伊甘神社付近に遺存する国府跡たることを示す字名として、御所、御所脇、御所南、御所池、御門口の5種をあげている。

また、そのほかに次のような傍証事項をあげている。

- (1) 總社である府中社が衰頃したため国府の中にあった伊甘神社に国府の印鑑がおさめられたと考えられること（伊甘神社は、寛文9年2月の棟札に印鑑大明神と記されていること）。
- (2) 石見国分寺跡、同国分尼寺跡及び国分寺霊巣神社等が距離的にあまり遠くない北東の国分村（現在の国分町）に存在すること。
- (3) 字御所脇に存する小祠御所神社（御所塚）は平安末期にこの地に下った國司藤原国兼（御神本国兼）を祭ったものと考えられること。

2. 浜田市上府町説

山本清氏は、延喜式に石見の駅が波瀬、託農、樟道、江東、江西、伊甘の順で記されていることからしても、国府は当初から当時の「伊甘郷」にあったとし、次のような事項をあげ、上府町地内を有力視している。^(注3)

- (1) 国府城内であることを示す府中の字を冠する「府中八幡」、「府中橋」などの名が上府町地内にあり、また中世の安国寺文書にみえる「府中村」も上府町地内と推定されること。
- (2) 上府町に「府谷」(江西から国府に至る通道の通る谷)、「東防師」(「東榜示」の意で、伊甘郷の東の境で通道においていた榜示の位置)の字名が存すること。^(注4)
そして国府移転説については、次のような点をあげ批判している。
- (1) 「御門」なる地名については、確かに万葉集で、国府や大宰府を「遠の朝廷」と称するいい方があったことは事実であるが、地方官序は諸国の例では多く「国序」、「国衙」、「國府」などと呼ばれることが多く、「みかど」は「朝廷」、「政序」などとは別系統の語である疑いがあり、それほど有力な証拠とはならないこと。
- (2) 国府と国分寺は近い位置にあることが多いが仁摩における国分寺の存在については、延喜式により国分寺跡麻神社が仁摩にあったことは疑いないとしても、このことをもってその近くに国分寺があったことの証拠にはならないし、現在仁摩町内においては国分寺に関係する遺跡はなにも発見されていないこと。
- (3) 鳥追いの行事は、この地方に国府があったとしてもその時代あるいはその跡をたとぶ意識のあったころから固定していた行事かどうか不明であること。

そして国府移転については、古墳の様相からすると古墳時代においては益田平野こそもっとも開けた地域で、周布の平野がこれにつき、中央との連絡のことを別にすれば仁摩こそ偏在のきらいがあるとしている。

以上のような考察をつうじて仁摩国府説は否定はできないが必ずしも確証できないとする。次に、下府町説については、「御所」その他の地名の存在することをもって伊甘神社付近をあてるのは次のような理由であたらないとする。

- (1) 国府は一国の首府であり、平原の好地を選んで位置するものであるが、伊甘神社付近は平地的にまことに國府の位置としてはふさわしい場所ではないこと。
- (2) 本來国府の範囲内であることを示す「府中」の字を冠する「府中神社」及び「印旛神社」が伊甘神社に合祀されているが、これは前言したとおり上府町地内に府中の名をみることから、本來上府方面にあったものが後世移転されたものと考えることもできること。

3. 浜田市下府町説

藤岡謙二郎氏は、前期仁摩町後期下府町移転説については明確な判断を示さず、下府については伊甘神社を北西隅に置き、笛山城跡を含む方6町の国府域を推定している。^(注5)

この推定の根拠として、次のような事項をあげている。

- (1) この地域は、下府川の形成した低位段丘面上にあり、北には国分寺、国分尼寺が存在すること。
- (2) 御神本国著は建久2年(1191)益田七尾城に移るまで、国司として下府に住し、笠山に城を築いていたこと。
- (3) 「御館舎」^(注6)、「御所」などの地名が存すること。

石見国府に関係する文献として次のようなものがある。

(1) 「和名類聚抄」

「和名抄」と略称する。これは承平年中(931~937)に源順の著した漢和字書であるが、後世増補の20巻本によると、その卷5国郡部第72山陰部第64に次のように記されている。

石見国 国府在那賀郡都行上廿九日ド十五日

これによって、石見国府が那賀郡にあることは知られるが、その位置等については推定は不可能である。

(2) 「益田家什書」^(注7)

益田家什書は、中世石見一円に威勢を誇った益田氏関係の文書であるが、その中で石見国府に関係ある地名の記されているものとして次のようなものがある。

1) 永徳3年(1383) 8月10日

「益田祥兼置文案」(益田家什書73)

東山道郷、益田本郷内久之毛村大谷、伊廿郷分国府、乙吉土田両村

2) 文明元年(1469) 12月29日

「三隅中務少舗豊信知行分目録」(益田家什書83)

一所三隅郷 一所津毛郷 一所疋見郷 一所丸毛郷 一所尾上郷 一所井村郷

一所来津賀郷六方 一所波佐郷 一所小石見郷 一所府中国衛 一所永安郷

なお文明13年(1481)5月3日三隅興信の契約状によると三隅氏の所領に伊甘郷があることがわかるが、^(注8)すると2)の府中国衛は伊甘郷である可能性が強い。このように14・5世紀においては伊甘郷は国府あるいは府中国衛とも呼ばれていたことが推定される。

(3) 「国苑掌鑑」

浜田市上府町の伊甘山安国寺の寺誌である国苑掌鑑は安政4年(1775)第21世瀬州源麗和尚の著したものである。これに収めてある天正20年(1592)吉川元春家人連名の安国寺領田畠打渡坪所目券には「府中村」の名がみえ、下記の地名が記されている。

府中八反原(2所)、同村油免、同村馬庭、同村土現庵(3所)、同村門前(3所)、同村下迫これららの地名については、変形しているが関係あると考えられるものを含めると八反原、上現庵、門前、下迫について上府町内に存在している。^(注9) (蓮岡法障)

注

- 1)『島根県史』第5巻(大正14年)

- 2)『島根県史蹟名勝天然記念物調査報告』(昭和9年)
- 3)『新修島根県史』通史編1(昭和43年)
- 4)『仁摩町誌』(昭和47年)
- 5)『国府』吉川弘文館(昭和44年)
- 6)『御立夫』に該当すると考えられる(4ページ第2回参照)
- 7)山本道氏の京都大学蔵写本のマイクロコピーを閲覧した。
- 8)『益田市誌』上巻(昭和50年)
- 9)これらに關係あると考えられる地名は次のとおりである。
八反原、下ヶ庵、トケ庵、トケ庵門前、南岳寺トケ庵、トケ庵大梅庵、
憩ケイ庵、門前憩ケイ庵、憩ケイ庵大梅庵土手添、如意憩ケイ庵、下ヶ追
これらは上府町内に分布しているが、八反原、下ヶ追を除く他の地名は、
安国寺前に集中している。

IV 調査の概要

1. 調査の概要

調査地区は、下府町横路の、下府町712番地、同710番地、同709番地、同696番地、同695番地の統きの5筆の水田(東西90m、南北60m~70mのほぼ長方形の区域)で、約5200m²の範囲に調査坑を設け、遺構を検索した。

調査は、昭和52年12月19日から年末年始を休んで昭和53年1月28日まで埋戻しも含め延23日間にわたって実施し、その後若干の補足調査をおこなって完了した。

調査地区は、笛山城跡の立地する丘陵とその東端をかすめて大きく南にカーブして流れる下府川とに囲まれた東西約500m、南北約300mの水田地帯のほぼ中央で、微高地であって、北側の山麓沿いが湧水の激しい湿地帯であるのに比して、乾田である。

調査坑は、東西、南北の方向に則して設定した方10mの方眼について、畔壁を避け、1方眼について1個をこえないように、1辺2mのグリッド23個と2m×10mないし15mのトレチ4個を設けた(図面1)。これらは西から東へA列~H列とし、各列について北から南へ例えばA₁、A₂のように番号を付して呼ぶことにした。

調査坑の発掘は、平均50cm~60cm、深いところで80cmまで掘り下げたが、多くの場合50cm~60cmで青灰色粘質土にいたると湧水があり、さらに調査が冬季にかかったため降雪によって水田全体が多量の水を含みそれが掘り下げた調査坑に流入して潜水し調査は難済し、全般的にこの深き以上に掘り下げるることはできなかった。

ただ4個のトレチについては、各2ヶ所の計8ヶ所について検土杖を使って発掘したトレチ床面からさらに90cm下までの土層の状態を調査した。

調査地区内の標高については、西700mの国道9号線沿いにある一等水準点No.3026(標高

14.4611m) から求めた。

(蓮岡法障)

2. 遺構について

発掘の結果、グリッドで西側の A₂、A₃、B₁、B₂、C₂、C₄ をのぞく他の17個及びトレントの4個について畦状の起伏が検出された（以下これを仮りに畦状遺構と呼ぶことにする）。この畦状遺構は北側の A₁、B₁、C₁、D₁ の北半分及び G₂ については東西方向に走るが、他についてはおおむね北約10度東の方向に走る（図版2、3、4、図面2）。畦は塙によって相違はあるが、上面が30cm～60cm、多くの場合40cmで、高さ20cm内外の場合が多い。

土層については、これも調査場によって相違があるが、おおむね次のような層序になっている。第1層は耕土で、第2層はやや堅い暗灰色粘質土（床土）、第3層は暗灰色あるいは黄灰色等の粘質土など、第4層に砂礫層があり、下部に地下水に含まれて流入したマンガンが黒くこびりついている部分がかなりある。^(注1) 第5層は青灰色あるいは灰色粘質土（シルト）である。第3層から第4層の間に灰色あるいは黄褐色粘質土などの層が1ないし2層入る場合もある。D列トレントについては8ヶ所検土杖により地表下140cm～160cmまでの土層を確めたがトレント床面以下は青灰色ないし灰色粘質土（シルト）であった。

畦状遺構は、第2あるいは第3層の下底部からはじまり、基盤の青灰色ないし灰色粘質土でできている場合が多い。そして砂礫がその凹所、溝を埋めており、上面をうすくおおっている（^(注2)）場合もある。この砂礫は礫の状態からして川の砂礫の可能性が強い。

この畦状遺構は、その畦の走向の規律性からして自然の所産とは考えられず、人工の工作物と想像されるが、横路部落の農家の古巣（明治36年生）に間聽したが農事でこのような畦状のものをつくる作業についての記憶はないし、親等からも聞いていないということであった。

このような情況で、この畦状遺構の性格については不明というほかはない。砂礫層などから出土する陶磁器類の破片から考えて江戸時代のものである可能性が強いが、いずれにしても国府に関係する遺構でないことは確かである。

(蓮岡法障)

注

1) 島根大学教育学部教授三浦清氏、島根県商工貿易課技師相恒雄氏の御教

示による。

2) 1)に同じ。

3. 出土遺物について

今回の調査では、弥生式土器、須恵器、陶磁器、金属製造物などが出土しているが、その量は少なく、細片を入れても60点あまりにしかならない。しかも、それらのほとんどは近世末以前の陶磁器が大部分を占め、国府に関係する奈良、平安時代の遺物は、わずかに須恵器1片のみであった。以下、出土遺物を下層と上層に分けて記す。

下層の遺物は、畦状遺構の落ち込みの中に入っていた砂層から出土したもので、弥生式土器、

須恵器、伊万里系磁器、陶器などがある。弥生式土器は、口縁の破片と考えられるものが1点検出されている。それは、暗褐色を呈し、胎土中に大粒の砂を含み、表面には数本の凹線が存在する。なお、この土器は、細片のため古武士師器になる可能性もある。須恵器は壺の破片で、底部を欠くが、推定口径12.6cm、高さ4cmあまりの高台の付く壺になるものと思われる。胎土、焼成とも良好、内外面には横ナデが施されている。伊万里系磁器は、白磁と草文、格子目文、円図文などを具備でえがいた染付が存在する。そして陶器には、内外面にタタキが残っているものや、黄褐色、黄緑色の釉が被っているものなどがある。

次に上層（第1～第3層）の遺物をみてみると、伊万里系磁器、陶器、瓦、金属製造物などが出土している。伊万里系磁器は、典頃で書かれた円図文などがある。陶器には、緑灰色、黄緑色、茶褐色などの釉が被り、表面に細かい貫入の見られるものもある。また砂をふくむ薄緑灰褐色の胎土をなし、透明釉がかかっている萩焼がある。瓦は、黒色を呈した表面を持ち、現在石見地方ではあまり使用されていない、いわゆる、いぶし瓦である。金属製造物としてはかんざしが出土している。これは、銅製で全長約12.5cmを測り、保存状態はあまり良くなく、緑青が全体に付着している。

（川原和人）

V 結 語

前述したように調査の結果、調査域において規律的な柱状造構がほぼ全面にわたり検出されたが後世江戸時代の工作物であると判断され、国府の関係の遺構ではないことが明らかになった。また基盤地表下約160cmまではほぼ均質な軟弱なシルトの層であることが判明し、より下層に國府跡の遺構が存在する可能性は少なく、今回の調査区には石見國府跡は存在しないとの判断されるにいたった。

石見國府跡がかつての伊賀郡に存在することは諸種の文献からしてまちがいないところであるが、その平野部は下府川の形成した沖積地で面積的にかなり限られた地域であり、その検索のための候補地は有限個に限定されるものであり、今後これらの地区について調査のくわを入れていく必要がある。

しかし現在のところ関係出土品あるいは地名等の調査の手がかりとなる情報は極めてとぼしく、調査区の決定については地形的地質的な検討を重視するのもやむをえないところである。しかし今後出土品、耕作に関係して得られた地下の情報等についても鋭意収集する必要があり、伊賀郡に関する中世の所領関係の文書あるいは土地関係の文書等について収集、検討の努力が必要でありさらに地質的方面からの下府川の変遷等についても調査、検討することも大切であると考えられる。

（蓮岡法峰）

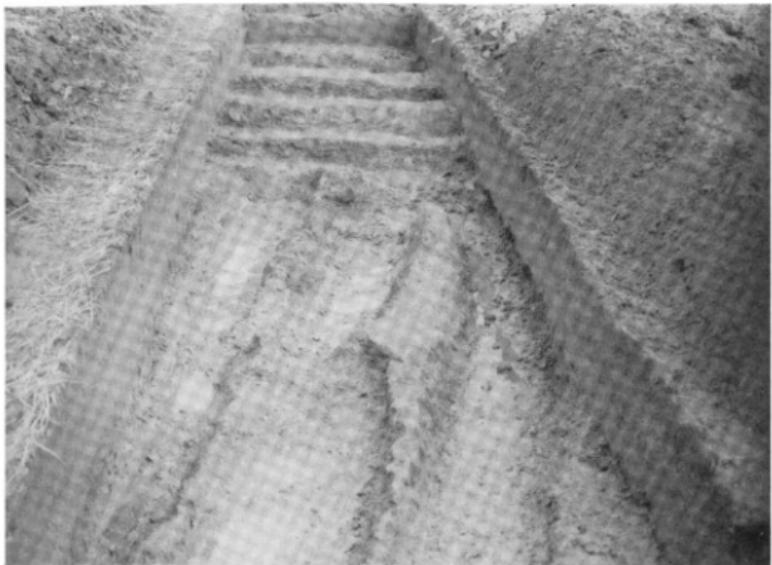
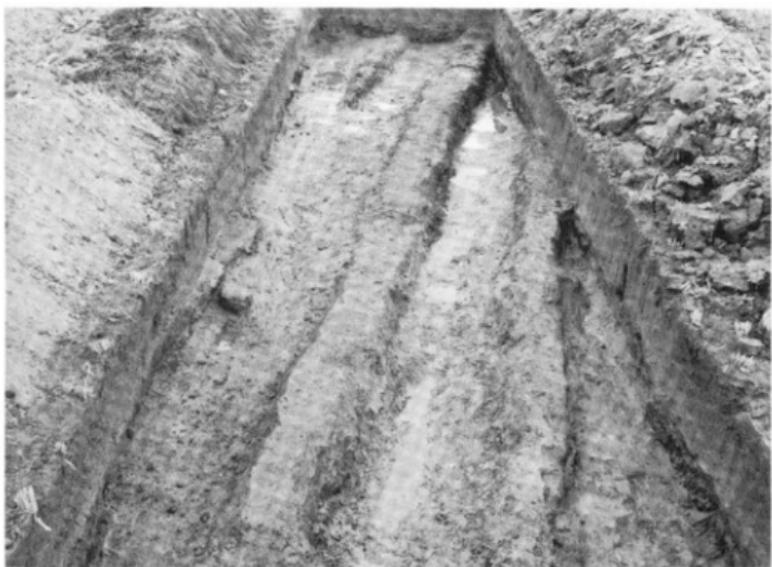


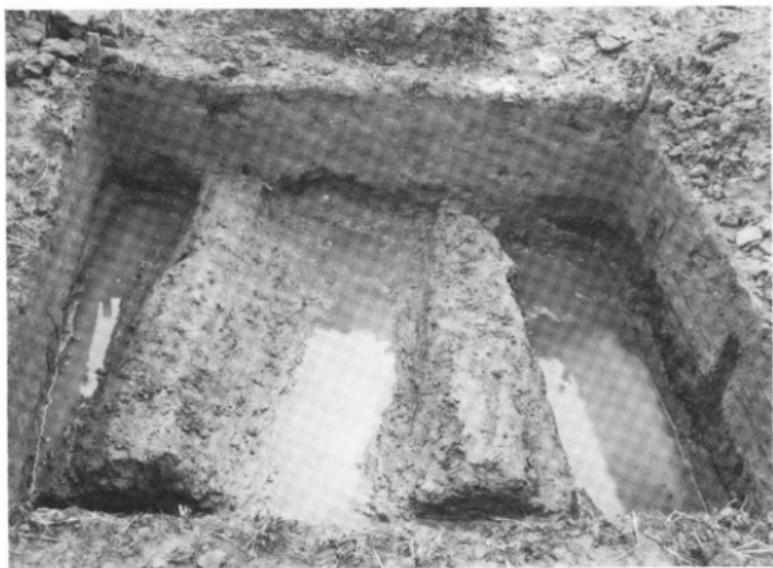
調査区全景（北西より）



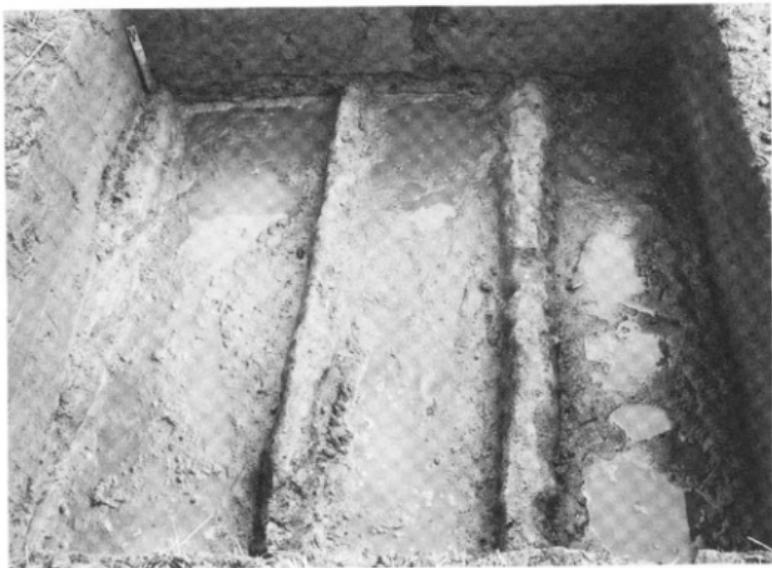
調査区近景（東より）

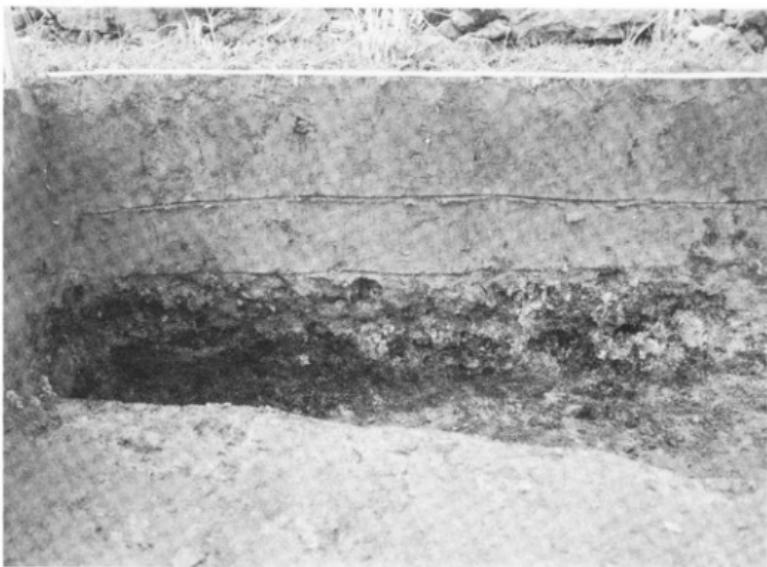
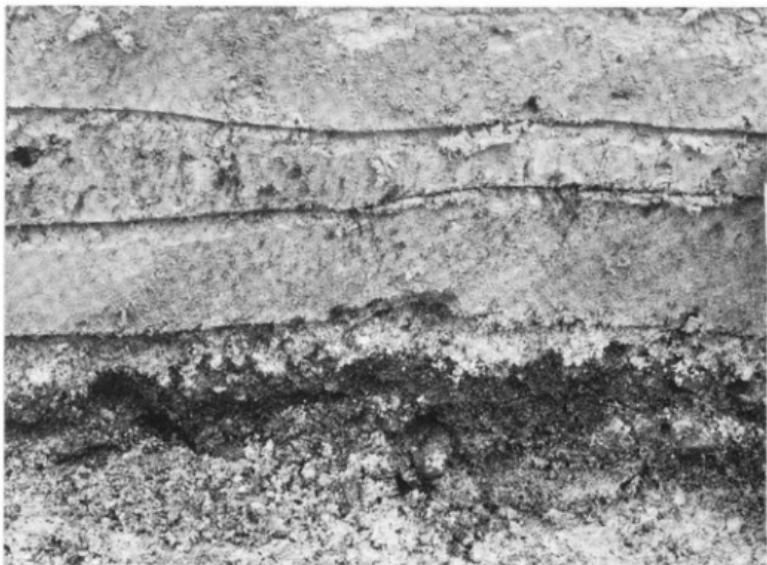
図 版 2

D₁ トレンチ (南より)D₂ トレンチ (北より)

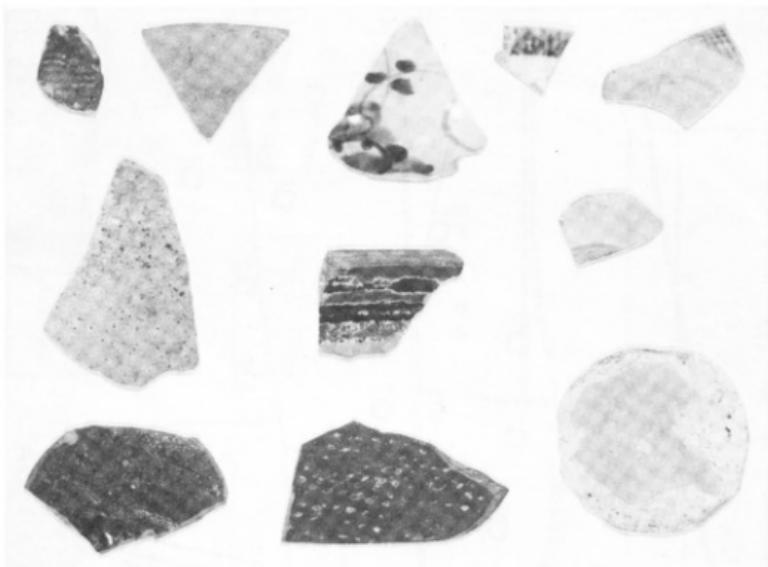
F₃ グリッド（南より）E₁ グリッド（南より）

図版 4

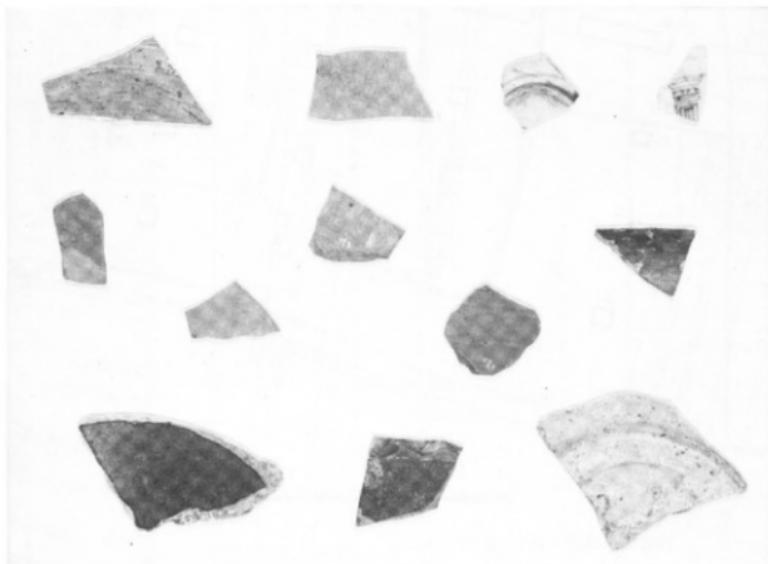
B_i グリッド (西より)H_i グリッド (南より)

D₄ グリッド土層の状態マンガン付着状況 (D₃トレンチ)

圖版 6



下層（砂層）出土遺物

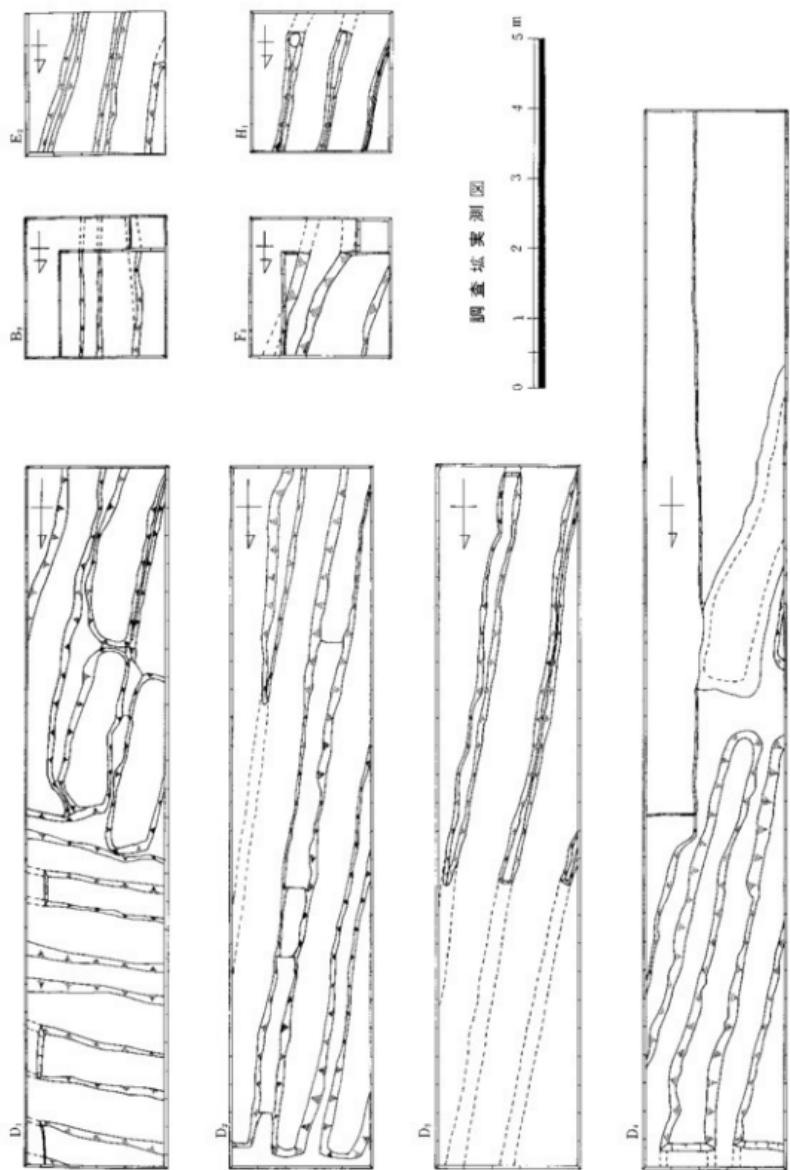


上層出土遺物

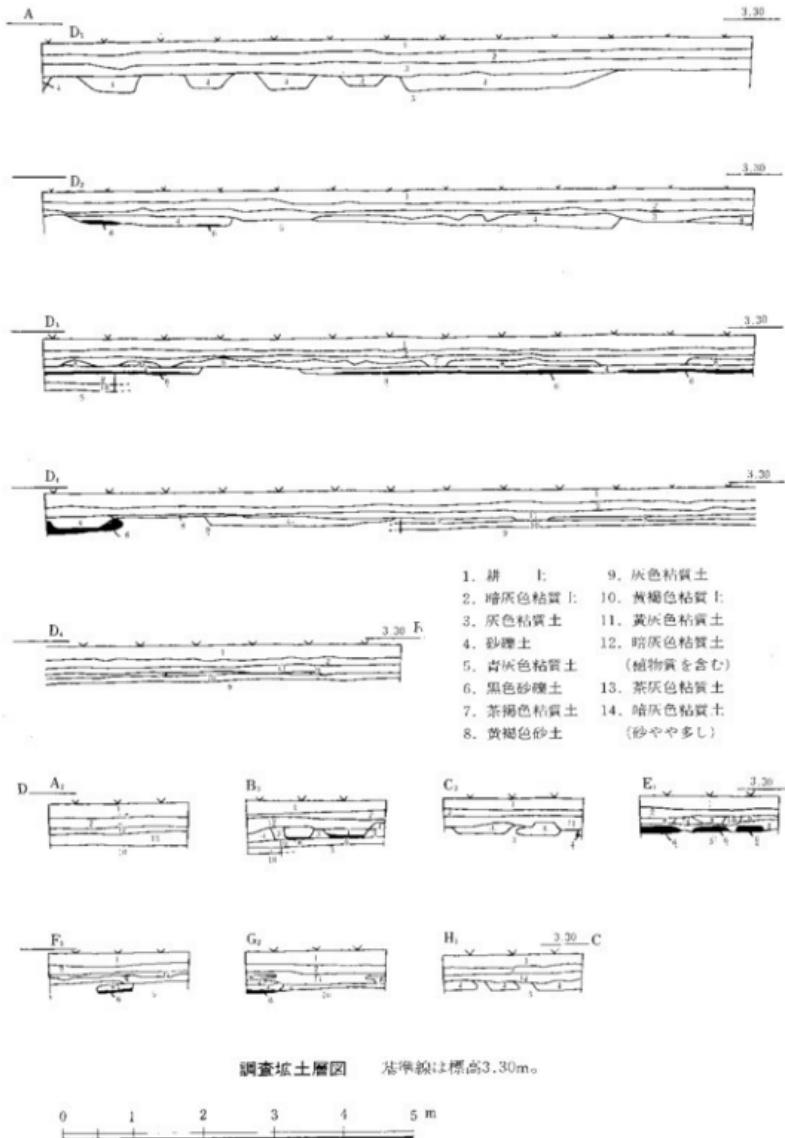


調査区全体図 数字は標高を示す(m)。

図面 2



図面 3



昭和53年3月30日発行

石見國府跡推定地調査報告 I

編集・発行 島根県教育委員会

松江市殿町1番

印 刷 株式会社報光社

平田市平田町993